

耐震診断員による 木造住宅耐震診断事業を開始

無料

いつ発生してもおかしくないといわれる大規模地震から一人でも多くの人の命を守るため、三好町では平成15年度より耐震診断員（建築士）を派遣する木造住宅耐震診断事業を開始します。この機会にぜひわが家の耐震性をチェックしてみませんか。

▶問い合わせ＝交通防災課 ☎(32) 8046 ㊟(32) 2165

なぜこの事業が

三好町は、大地震が発生した際、著しい地震災害が予想される地域「地震防災対策強化地域」に昨年4月、指定されました。そこで国・県と協力し、耐震診断により自分の家の耐震性を知り、補強をするなどして必要な備えをしておくと、木造住宅の耐震診断事業を実施することになりました。

なぜ、木造住宅なの

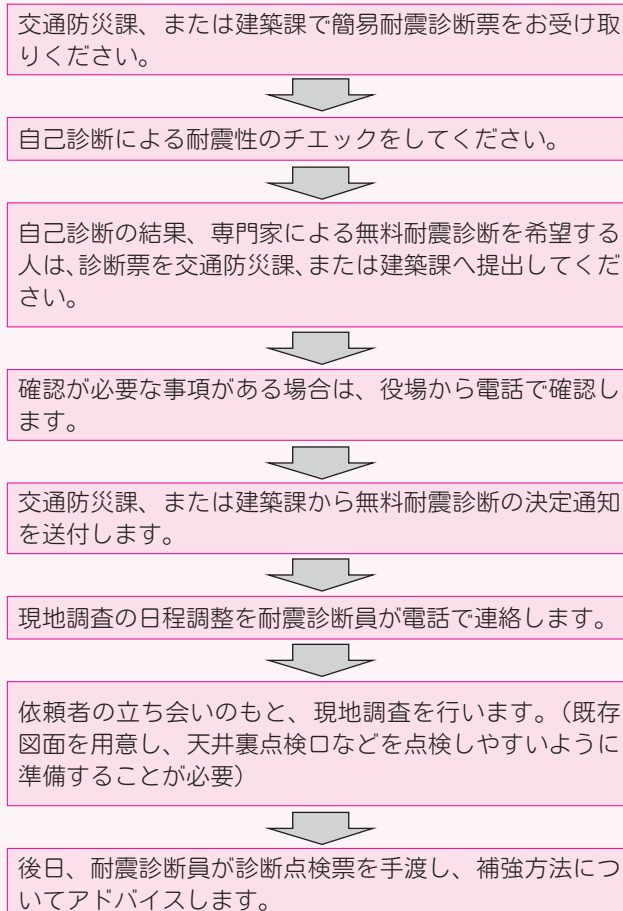
平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、6,400人を超える尊い命が失われました。このうちおよそ8割の人が家屋の倒壊により亡くなっています。そして、倒壊した家屋の大半は木造住宅でした。

またこれらの被害は、昭和56年5月31日以前の建築基準法旧耐震基準（以下、「旧基準」）により建てられた建物に集中していたことが分かっていきます。そこで今回の耐震診断事業では、この事実を踏まえ、木造住宅を対象に実施することになりました。

事業の内容

この事業は、昭和56年5月31日以前の旧基準により建築された木造住宅が対象です。建物所有者が自己診断（簡易耐震診断）をした結果に基づき、耐震性に不安のある住宅を対象に、愛知県が「木造住宅耐震診断員」を派遣して無料で耐震

専門家耐震診断の流れ



ご注意ください

住宅の無料点検を装い、耐震補強工事を勧誘する商法によるトラブルが県内で発生していますので、「ご注意ください」。

町の事業による耐震診断員は、戸別訪問による勧誘は行っており、必ず診断申込者との電話連絡による日程調整のうえ、お伺いします。耐震診断員は「愛知県木造住宅耐震診断員登録証」を携帯していますので、「ご確認ください」。

そのほか

診断の結果、「倒壊のおそれあり」と判定された家屋については、補強改修に係る経費の一部を補助するための制度創設の準備を進めています。